

改正

令和3年10月1日訓令第124号

鹿角市観光写真の利用手続に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市のPR等に資するため、市が管理する観光写真を貸し出して利用させる際の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光写真 市が過去に実施した写真コンクールの入賞作品、鹿角市観光イメージ創造事業により市が撮影した写真その他の写真等のデジタルデータ、プリント、ネガフィルム及びポジフィルムをいう。

(2) 発行物 市が貸し出した観光写真を利用して発行された印刷物等

(利用許可の申請)

**第3条** 観光写真を利用しようとする者は、観光写真利用申請書(様式第1号)又は任意の企画書等(観光写真利用申請書において記載すべき事項を具備した文書で、観光写真の利用目的が明かなものに限る。)(以下「申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容について確認の必要があると認めるときは、関係書類等の提出を求めることができる。

(利用の許可)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、観光写真の利用を許可するものとする。

(1) 利用目的が市の施策やその実施に反するものでないこと。

(2) 利用目的が公序良俗に反するものでないこと。

(3) 過去に第7条各号のいずれかに違反した事実がないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める利用でないこと。

2 市長は、前項の規定により観光写真の利用を許可したときは、速やかに貸出しを実施するものとする。

(貸出し期間等)

**第5条** 観光写真の貸出期間は、貸出日から起算して2週間以内とする。

2 観光写真の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、前項に規定する期間を超えて観光写真を利用しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て承認を受けなければならない。

3 貸出しに係る一切の費用は、利用者の負担とする。

(利用料)

**第6条** 観光写真の利用は、無料とする。

(遵守事項)

**第7条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸し出された観光写真を申請書等記載の目的以外には利用しないこと。

(2) 貸し出された観光写真を第三者に提供し、又は転貸しないこと。

(3) 市が作成するもの以外の発行物に観光写真を利用するときは、「鹿角市提供」等出所を明示すること。

(4) 貸し出された観光写真は、善良な管理と良好な環境条件のもとで管理し、改変等の加工を施さないこと。

(5) 貸し出された観光写真を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、当該観光写真を現状に回復し、又はそれによって生じた損害を賠償すること。

(6) 貸し出された観光写真を貸出期間満了の日までに市へ返却し、デジタルデータによって貸出しを受けた場合にあっては貸出期間満了の日に当該デジタルデータを破棄すること。

(7) 発行物1部を市へ無償提供すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、観光写真の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年10月1日訓令第124号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

## 鹿角市観光写真利用申請書

年 月 日

鹿角市長 様

所在地〒

名 称

代表者

担当者

電話番号

F A X 番号

メールアドレス

鹿角市観光写真の利用手続に関する要綱第3条の規定に基づき下記のとおり申請します。  
 なお、観光写真の利用により第三者に及ぼした損害には、私の責任において処理・解決  
 することを申し添えます。

利用写真	内容		希望種別（※1）	枚数
			<input type="checkbox"/> データ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> ネガ	
			<input type="checkbox"/> データ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> ネガ	
			<input type="checkbox"/> データ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> ネガ	
利用目的 （※2）				
利用写真掲載の発行物について （※3）	発行物名			
	発行日			
	一部定価			円
	発行部数			部
その他の特記事項				

※1 観光写真のすべてがデジタルデータ・プリント・ネガ・ポジフィルムで保管されているわけではありません。希望される種類で貸出しできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 発行物の見本、参考となるようなものがある場合は1部添付してください。

※3 ウェブサイトへ利用する場合は、発行物名に掲載アドレス、発行日に掲載開始日を記入してください。